参考資料92－1

第91回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた追加質問に対する回答

2025年1月27日

株式会社NTTドコモ

©2025 NTT DOCOMO,INC.All Rights Reserved.

追加質問に対する回答

赤枠内構成員限り

問　移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証関係（佐藤構成員）

- 営業費相当額の算出方法について、直近5年間の平均値により算出することに一定の合理性があるとしても、直近3年間の平均値又は6年間の平均値により算出することについても同様に一定の合理性があると考えられる。3年間の平均値や6年間の平均値を用いるのではなく、5年間の平均値を用いることがより合理的と考える場合、その根拠を論理的に説明していただきたい。

回答

- 指定電気通信設備制度の接続関連規制において、短期的な変動を除去して趨勢的な変動を抽出するために複数年の平均値を用いるものとして、3年間の平均値又は5年間の平均値の2つがあります。

【5年間の平均値】

- 固定通信分野におけるスタックテストで用いる営業費相当基準額（固定分野におけるスタックテストGL）
- 一般法定機能に係る接続料の激変緩和　※最大5年間（第一種指定電気通信設備接続料規則 第8条 第2項）
- 自己資本費用の算定に用いる主要企業の平均自己資本利益率（第一種指定電気通信設備接続料規則 第12条 第3項）

【3年間の平均値】

- 自己資本費用の算定に用いる期待自己資本利益率（第一種指定電気通信設備接続料規則 第12条 第3項、第二種指定電気通信設備接続料規則 第9条 第3項）

- 前回会合における当社プレゼンにてご説明のとおり、営業活動に係る費用は、時期や環境により短期的に変動するものである一方、モバイル通信サービスは利用者料金として長期的に回収するものです。加えて、営業費相当額には、ドコモショップやコールセンターの運営費等、既存契約者向けのものも含まれており、当社における契約者の平均的な継続期間が　であることを踏まえると、5年間の平均値よりも短い期間の平均値を用いることは馴染まないと考えます。

©2025 NTT DOCOMO,INC. All Rights Reserved.

出典

- **接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン (2007年7月)**

　接続料設定事業者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業会計における電気通信事業収益(電報収入を除く。)の対営業費(顧客営業、宣伝及び企画に係るものを除く。別紙参照。)比率が**20%弱(01～05年度の平均値)**であることにかんがみ、本検証における営業費の基準値を利用者料金収入の20%とし、営業費相当分が当該基準値を下回っていない場合、当該接続料の水準について、スタックテストの観点からは妥当と判断する。

- **第一種指定電気通信設備接続料規則 第8条 第2項**

　一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。ただし、次に掲げる場合は、**一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内**とすることができる。

一　第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が一般法定機能(法第三十三条第五項機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合
二　前号以外の場合であって、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。

- **第一種指定電気通信設備接続料規則 第12条 第3項**

　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は**主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値**のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

- **第二種指定電気通信設備接続料規則 第9条 第3項**

　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される**期待自己資本利益率の過去三年間**(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)**の平均値**を基礎とした合理的な値とする。

©2025 NTT DOCOMO,INC. All Rights Reserved.